

財政状況等一覧表（平成20年度）

(単位:百万円)

団体名 境 町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,078	1,158	240	5,476

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
境町一般会計	7,510	7,231	279	248	140	9,420	
坂東市外2か町公平委員会特別会計	1	1	0	0	0	0	
一般会計等	7,511	7,232	279	248		9,420	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
境町国民健康保険事業特別会計	3,156	3,016	140	140	318	0	0	
境町老人保健医療事業特別会計	171	170	1	0	14	0	0	
境町後期高齢者医療事業特別会計	304	298	6	7	185	0	0	
境町介護保険事業特別会計	1,088	1,038	50	50	163	0	0	
境町公共下水道事業特別会計	919	858	62	61	371	4,574	4,176	
境町農業集落排水事業特別会計	490	468	22	21	130	2,101	1,866	
境町水道事業会計	561	580	19	924	25	370	23	法適用事業
公営企業会計等 計				1,203		7,045	6,065	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
さしま環境管理事務組合 (一般会計)	2,683	2,351	332	205	140	8,781	650	
さしま環境管理事務組合 (清水丘聖地霊園管理事業特別会計)	6	5	1	1	0	0	0	
さしま環境管理事務組合 (ごみ処理施設建設用地取得事業特別会計)	25	25	0	0	25	97	7	
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 (一般会計)	4,756	4,644	112	103	0	480	40	
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 (利根老人ホーム事業特別会計)	224	212	12	12	0	572	15	
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 (広域運動公園建設事業特別会計)	361	301	60	60	0	143	0	
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 (特殊治水防除事業特別会計)	5	4	1	1	0	0	0	
茨城県市町村総合事務組合 (一般会計)	32,281	32,260	21	21	19	0	0	
茨城県市町村総合事務組合 (県民交通災害共済事業特別会計)	306	302	4	4	19	0	0	
茨城県租税債権管理機構 (一般会計)	585	343	242	242	0	0	0	
茨城県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	929	866	63	63	1	0	0	
茨城県後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	203,918	199,686	4,232	4,232	1,227	0	0	
一部事務組合等 計				4,944		10,073	712	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)境町開発公社	8	123	1	9	0	-	162	147	
境町土地開発公社	0	6	2	6	0	292	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			3	15	0	292	162	147	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
財 政 調 整 基 金	698	608	90
減 債 基 金	1	1	0
そ の 他 充 当 可 能 基 金	562	487	75
充 当 可 能 基 金 計	1,261	1,096	165

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
実 質 赤 字 比 率	3.69	4.53	0.84	14.71	20.00	境町水道事業会計	-	-	-
連 結 実 質 赤 字 比 率	22.26	26.50	4.2	19.71	40.00	境町公共下水道事業特別会計	-	-	-
実 質 公 債 費 比 率	13.4	14.2	0.8	25.0	35.0	境町農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将 来 負 担 比 率	196.2	185.6	10.6	350.0		-		-	
財 政 力 指 数	0.70	0.72	0.02			-		-	
経 常 収 支 比 率	89.9	91.6	1.7			-		-	

(注) 1.「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
2.「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3.早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
4.「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。